平成２４年（フ）第２７４９号
千葉県鎌ケ谷市東鎌ケ谷２丁目８－２－310、開始決定時の住所千葉県鎌ケ谷市丸山１丁目15番17号
破産者　浜崎　　勝
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６０２号
東京都港区赤坂１丁目３番３号
破産者　イニシア・スター・アセット・マネジメント株式会社
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１９号
愛知県瀬戸市川北町２丁目28番地
破産者　長栄貿易株式会社
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第１６６５号
名古屋市守山区白沢町201番地
破産者　有限会社ツールメイト
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６８３号
神戸市中央区山本通４丁目10番11号
破産者　アトラスピアサポート株式会社
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２３７号
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1055番地の９
破産者　財団法人湯浅町開発公社
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第６８号
北海道足寄郡足寄町西町８丁目１番地の２
破産者　株式会社大川組
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第７５９号
神奈川県鎌倉市稲村ガ崎３丁目５番６号
破産者　株式会社ケイデイエス
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３３号
最後の住所　兵庫県西脇市和田町56番地
破産者　被相続人亡村上明弘相続財産
1　決定年月日　平成28年９月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所社支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１１５号
茨城県土浦市板谷２丁目712番地58、前住所茨城県かすみがうら市上稲吉1971番地３
破産者　林　　邦彦
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第３１０号
神奈川県平塚市徳延534番地の11、破産手続開始決定時の住所神奈川県平塚市豊原町17番18号
破産者　二色　行夫
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４３７号
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根20番地　武蔵屋、前住所神奈川県足柄下郡箱根町元箱根135番地の７
破産者　小林　泰子
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第４３９号
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根90－121－105、住民票上の住所神奈川県足柄下郡箱根町元箱根20番地
破産者　太田　八束
1　決定年月日　平成28年９月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２７年（フ）第８１４号
埼玉県川口市東領家１丁目12番６号　フルスブライト102号
破産者　吉田　勝宏
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第２６２号
埼玉県行田市長野３丁目20番７号　レオパレス陽光邸206
破産者　浅見　教治
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１５４号
富山市堀川町727番地コーポひろせ201号、開始決定時の住所富山県中新川郡上市町正印７番地２
破産者　森谷太佳夫
1　決定年月日　平成28年９月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４１号
札幌市手稲区曙12条１丁目７番２－903号、開始決定時の住所札幌市手稲区曙２条１丁目７番14号　ラ・セーヌ鉄北202号
破産者　上田　　貢
1　決定年月日　平成28年９月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部